

令和6年度 第10回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年12月9日(月) 14時30分～15時43分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、稲垣委員、上野委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、横田委員、水嶋委員、宮澤委員
欠席委員	片谷委員、田中稲子委員、藤井委員、藤倉委員
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	1 横浜市環境影響評価技術指針の改定について
決定事項	

議事

1 令和6年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録案について

ア 令和6年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録案について、事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 第9回審査会の会議録案については、委員の皆様には修正の御意見はいただいているということですが、改めてこの場で修正はございますでしょうか。

稲垣委員、どうぞ。

【稲垣委員】 改めて会議録を拝見しまして、私の発言箇所について少し修正をお願いしたいです。可能であれば修正案を共有させていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。画面で共有してくださるのですね。

【稲垣委員】 (会議録案の)6ページの私の発言箇所ですが、この赤字の箇所(会議録案の「事象に対する環境影響」)を「事象による環境影響」に修正していただけないかというお願いです。「事象に対する環境影響」と言ったのですが、逆の意味でして、ここは「事象による環境影響」でお願いできればと思います。あと、「対象地域の設定」といった項目名については、鍵括弧を付けていただきたいです。

7ページですが、「影響を与えることを想定している」というここ(会議録案の「影響を与える予測を想定している」)は、「予測を想定」と二重で同じようなことを発言しているので、修正をお願いしたいということと、鍵括弧をいくつか(「対象地域の設定」と「災害の状況」に)加えていただきたいです。赤字のように(会議録案の「対象地域の設定のようなどころで」を「対象地域の設定」では)に、「影響を及ぼす範囲のことを言っているかと思うので」を「影響を及ぼす範囲を設定すると解説されていますが」に、「受身で物を見ていくという面もあるかと思ひまして」を「受身で環境を見ていく面もありますので」に)修正をお願いできればと思います。

御審議をよろしく申し上げます。

【奥会長】 今、修正の御依頼がありましたけれども、事務局の方はいかがでしょうか。

【事務局】 ただいまいただきました修正の御提案についてですけれども、複数箇所にわたりまして、当初作成した会議録案に対して、少し修正の範囲が

広いかと思えます。会議録は読みやすさを考慮して、重複した言葉遣いや明らかな言い直しなどの整理、補足説明をしておりますが、基本的には発言のまま文字起こしをしております。今回の御修正ですと、補足説明の範囲を超える箇所の確認などを行わなければいけないところもございますので、大変申し訳ありませんが、事務局と稲垣委員で調整させていただきまして、その後、奥会長に会議録の確定についての御決裁をいただけないかと考えております。いかがでしょうか。

【奥会長】 では、他の委員の皆様にも御異論がなければ、事務局から提案していただいたように対応させていただきたいと思えます。

基本的には、会議録はそのまま発言された内容を記載するものなので、文章の言い回し等を（稲垣委員と事務局で調整し）修正していただくということとし、最終的には、私が確定させていただくということによろしいですか。

そのようにさせていただきたいと思えますが、稲垣委員もよろしいでしょうか。

【稲垣委員】 分かりました。お手数おかけして申し訳ありません。よろしく願いいたします。

【奥会長】 それでは、そのようにさせていただき、その上で私の方で会議録を確定させていただきます。よろしく願いいたします。

## 2 議題

### (1) 横浜市環境影響評価技術指針の改定について

ア 環境影響評価におけるヒートアイランド現象の取扱い検討について、事務局が説明した。

#### イ 質疑

【奥会長】 ただいま説明いただきました内容についていかがでしょうか。中西委員、どうぞ。

【中西委員】 ありがとうございます。私もこの件については発言した経緯がありましたので、説明に対してコメントを述べておきたいと思えます。説明（内容については）よく分かりました。予測はしていましたが、具体的な、技術的な指針となると非常に難しいということは予想もしておりましたし、実際、専門家の方の御意見も踏まえて、改めて技術的（な審査）というところまでは難しいということは理解いたしましたので、大きな方針としてはこちらで異存はないと申し上げておきたいと思えます。

（ヒートアイランド現象に関して）適応の観点から配慮事項に記載するというところで、そこを少し聞き逃した感じもあるのですが、記載の案を次回お示しいただくということによろしいのですよね。これは質問ですが。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事務局】 今回は具体的な案については御用意できなかったもので、次回の審査会場で検討したものを御提示させていただければと思えます。

【中西委員】 分かりました。書きぶりが難しいかと思えますが、書いていただくことで、技術的な審査というのは難しくても、様々な観点で、この場で意見を述べる根拠にはなり得るかと思えますので、是非工夫して書き込ん

でいただければと思いますので、私としては今回の説明については了解いたしました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。他の方はいかがですか。  
宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 結論はよく分かったのですが、他の自治体で、記載があるというのがいくつか挙がっていたのですが、参考までにそれはどのような記載内容になるのでしょうか、今の議論との兼ね合いではいかがでしょうか。

【奥会長】 お願いいたします。

【事務局】 スライド（9ページ）の他都市の状況について、御覧いただければと思います。

大阪府や名古屋市につきましては、先ほども御説明しました平成18年の環境省の業務委託による技術的な手法に関する報告書（ヒートアイランドに係る環境影響評価技術手法検討調査報告書）を主に引用して、技術指針が構成されている状況でございます。ただし、実際に項目選定されて予測評価がされた実績は現時点ではないと聞いております。

吹田市につきましては、基本的な考え方が示されているのですが、技術的な詳細については記載がされておらず、事業者の責任において（技術的な）検討がなされたものが提示されているという状況でございました。

【宮澤委員】 そうすると、（吹田市は）予測や評価の手法がしっかりと記載されていないということになるのですか。

【事務局】 一般的な考え方のみ記載されておりまして、詳細なところ、例えば技術的な手法の妥当性の確認がされたものがあるとか、あとは事後調査の考え方などについては特に記載がないと認識しております。

【宮澤委員】 いまいち分かりにくいのですが、これ以上伺っても多分出ないでしょうから、結構でございます。できれば例を挙げていただけると、予測評価の手法については、このようなことが指示されていますなど参考になったかと思われました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

他の自治体の記載がどうなっているのかというところが、今日の資料では分からないということですので、また次回、実際に配慮事項としてどのように記載していくのかということを検討する際に、補足の資料で準備いただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【宮澤委員】 お願いします。

【奥会長】 事務局の方、ちょっとお手数ですが、よろしくをお願いします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 他はいかがでしょう。よろしいですか。

では、挙手されている方がいらっしゃらないようですので、次に、事務局から資料の続きですが、別記に関する内容についての説明をお願いいたします。

ウ 審査会等でいただいた主な御意見、技術指針改定案（素案）別記1～13について、事務局が説明した。その中で、田中稲子委員からの御意見を紹介した。

【事務局】 温室効果ガスについては、6月11日開催の令和6年度第3回審査会に

御欠席の田中稲子委員から、審査会後に（別紙1「審査会等でいただいた主な御意見」の6-1-2、6-1-3、6-1-4の）御意見をいただきました。

6-1-2として、「2(1) 調査項目」の「ア 温室効果ガス及びエネルギーの状況」で、「(ア) 温室効果ガスに係る原単位の把握」や「(ウ) 地域内のエネルギー資源の状況」は基盤となる情報だと思います。(ア)～(ウ)の記載順は検討した方が良いでしょう。

6-1-3として、「5 環境の保全のための措置」の「(1) 工事中」の「ウ 工事用車両の運行に関する措置」について、運行時間の短縮がイメージされる表現ですが、車種を見直すことで削減できる量も多いと思います。

6-1-4として、「5 環境の保全のための措置」の「(2) 存在・供用時」の「エ」の「建築物の断熱、窓部の日射遮蔽等」について、「窓部」ではなく「開口部」と表現することが多いです。また、日射遮蔽は開口部に限らず、屋根や外壁も含め、考慮すべき事項ではあるので、「窓部の」を削除しても良いでしょう。

と御意見をいただきました。

#### エ 質疑

【奥会長】 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 スライドの31ページで、変えた文章なのですが、「必要に応じて専門家へのヒアリング等を行う」となると、この「等」は手法についての「等」で、(ヒアリング)先である専門家とか、地域住民とか、そうしたところを意味しないと思うのだけれど、「等」を入れるのは「専門家等」ではないですか。

それからもう一つ、ここ(別紙3「技術指針改定案(素案) 別記 生物・生態系」)の本文見ると、2行に渡っていて2行目は1文字しかない。スペースがあるので、この程度だったら専門家と同じように同等に地域の住民も尊重しているということ意識的にする意味でも、加えたらどうですか。

「専門家及び地域住民」、確か地域住民で貴重な意見があったケースもあったと思うので、そこは地域住民も尊重しているのだというところを反映する意味で「専門家」の後に「・地域住民」などとしたらどうなのでしょうか。私の希望でございます。

【奥会長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 御意見ありがとうございます。まず「専門家へのヒアリング等」の「等」の場所なのですが、事務局も「専門家等へのヒアリング等」なのかなど議論もしたのですが、ヒアリング以外にも、例えばアンケート調査とか、様々な手法が考えられるので、「専門家へのヒアリング」というのをひとまとめにしました。

例えば、関係機関へのヒアリングもあるでしょうし、委員がおっしゃった地元住民へのヒアリングもありますでしょうし、アンケート調査もありますでしょうし、そこを広く読むために、「専門家へのヒアリング

等」と今回記載をしております。

それから、地元住民や地元 NPO という記載についてでございますが、今回書いた専門家の他にも、関係機関へのヒアリングもあります。御意見いただきました地元住民、地元 NPO その他どこまで記載するか、非常に難しいので、「生物・生態系」以外のところも含めて、原則統一して「専門家へのヒアリング等」と記載しておりますので、基本的にはこの「専門家へのヒアリング等」で記載を統一したいと考えております。

【宮澤委員】 改めて申し上げるけれども、「専門家へのヒアリング等」だけだとすると、やはり残念だけれど視野の狭さというか、その辺の配慮が足りないという批判は免れないのではないかとするのは、私の考えです。改めて次回までに再考をお願いします。ここでは議論しませんが。

【奥会長】 いかがでしょうか、事務局。

【事務局】 地元で、地域で活躍される団体の中には非公表の団体もございまして、事業者が団体を把握できない場合、特に原則にしてしまうと手続き進めることができない、ということにもなり得ますし、どの団体にどの程度ヒアリングするのが適切かというところも発生してくると思います。

また、繰り返しになって恐縮ですが、関係機関等もございまして、全体を例示するとなると幅広くなりますので、この部分については、できれば、「専門家へのヒアリング等」とさせていただきたいと思っております。

【宮澤委員】 「必要に応じて」と限定しているのだし。「専門家等」と「(ヒアリング)等」を二つ入れますか。次回までもう一回再考してください。ここでもう議論は終わらしましょう。

【事務局】 ありがとうございます。今御意見いただいたとおりに「専門家」の後に「等」を入れるかというところで、こちらも検討したいと思っております。どうもありがとうございます。

【奥会長】 そこは検討してください。いずれにしてもここを記載したからといっても専門家以外へのヒアリングをしてはいけないというわけでは当然ありませんし、必要に応じて、それこそ事業者が必要な知見を有しているであろう方にヒアリング等を行うということになるかと思っておりますので、そこは基本的には事業者が判断するということになるかと思っております。

あと一方で、その住民や地元の NPO については一連の手続きの中で、また意見を提出する、若しくは意見聴取の機会というものも、別途保障されているということもあり、手続きの中でそういう機会は設けられていると。それとは別に事業者が自身の判断で誰にヒアリングをするのかというのは、それは特に何か制限をかけるものでもないし、当然、地元 NPO に聞いていただいてもいいわけです。この記載だけでそれが排除されるという趣旨ではないかと思っております。「専門家」の後ろに「等」を入れるかどうかまた検討してください。

【事務局】 ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょう。

本日御欠席の委員の皆様にも御意見を伺った上で整理していただいているということですね。

それでは他に御質問や御意見等ございませんでしょうか。

事務局の方でも非常に丁寧に検討し、整理していただいているかと思  
います。それでは事務局の方で何か追加で確認されたいこと、若しくは  
この点について御意見いただきたいということはございますか。

【事務局】 特にございません。

【奥会長】 分かりました。それでは委員の皆様、各項目に関して追加で個別の御  
相談等があるかと思えますけれども、引き続き御協力の方をよろしくお  
願ひいたします。

本件に関する審議はこれで終了といたします。本日の審議内容につい  
ては、後日、会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして本日予定されていた議事は終了いたしましたので事  
務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。これをもちまして、  
YouTubeによるオンライン配信も終了いたします。

資 料

- ・横浜市環境影響評価技術指針の改定について 事務局資料
- ・別紙1 審査会等でいただいた主な御意見 事務局資料
- ・別紙2 技術指針改定案（素案） 別記 温室効果ガス 事務局資料
- ・別紙3 技術指針改定案（素案） 別記 生物・生態系 事務局資料
- ・別紙4 技術指針改定案（素案） 別記 緑地 事務局資料
- ・別紙5 技術指針改定案（素案） 別記 水循環 事務局資料
- ・別紙6 技術指針改定案（素案） 別記 水質・底質 事務局資料
- ・別紙7 技術指針改定案（素案） 別記 電波障害 事務局資料
- ・別紙8 技術指針改定案（素案） 別記 日影 事務局資料
- ・別紙9 技術指針改定案（素案） 別記 風環境 事務局資料
- ・別紙10 技術指針改定案（素案） 別記 地域交通 事務局資料
- ・別紙11 技術指針改定案（素案） 別記 景観 事務局資料
- ・別紙12 技術指針改定案（素案） 別記 触れ合い活動の場 事務局資料
- ・別紙13 技術指針改定案（素案） 別記 文化財等 事務局資料